

第5章 現状と課題

第1節 名勝満濃池の土地利用と土地所有

約 264ha の広大な指定面積を持つ満濃池は現在まで様々な土地利用がなされてきた。本章では名勝満濃池の現状と課題を扱うに先立ち、名勝指定時のデータに基づき状況を整理したい。

名勝満濃池指定地の地目の内訳は、第5-1表および第5-1図に示すとおり、二級河川金倉川河川区域(満濃池水面)が全体の 60.36% を占めている。陸地部分についてはその大部分の 34.53% を山林(うち保安林 26.36%、山林 8.17%)が占める。また、保安林や山林の一部が公園や境内地として利用されているなど、重層的で非常に複雑な利用状況となっている。

土地所有状況は、第5-2表および第5-2図に示すとおり、中央部の二級河川金倉川河川区域が国有地であり、満濃池土地改良区や香川県土木部河川砂防課により管理されている。陸地部分については、指定地の北東部に国有地、南西部には香川県有地があり、それぞれ主に公園区域として利用されている。指定地北西部と南部は民有地が多く所在する。

以上、名勝満濃池の指定地は所有者及び土地利用の状況が様々である。したがって現状と課題を正確に把握するため、これらの前提をふまえた上で検討を行う。

第5-1表 名勝満濃池 地目別面積

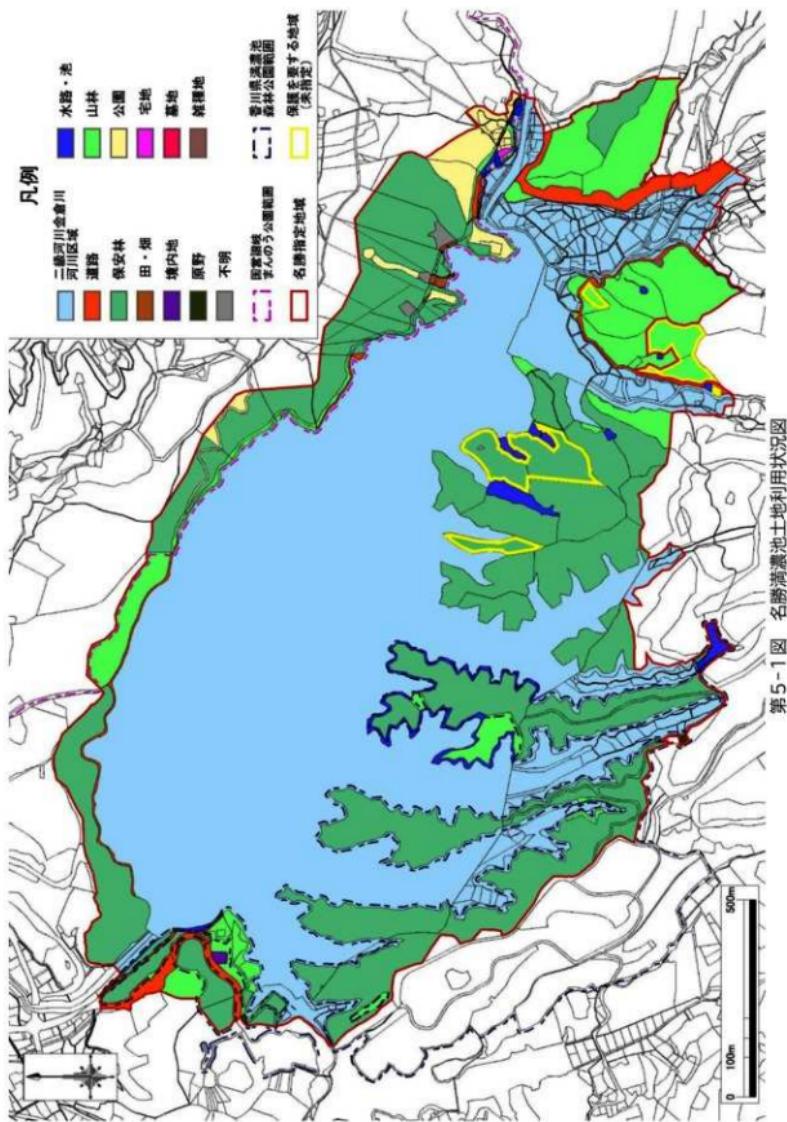
(単位ha)

二級河川金倉川 河川区域	保安林	山林	道路	公園	水路・池	名勝指定地計
1,592.866.51	695.679.99	215,720.02	58,267.82	36,133.68	29,423.94	
田・畠	雜種地	境内地	宅地	原野	不明	
2,319.61	1,515.00	1,065.00	1,028.08	785.00	4,010.44	
0.09%	0.06%	0.04%	0.04%	0.03%	0.15%	100.00%

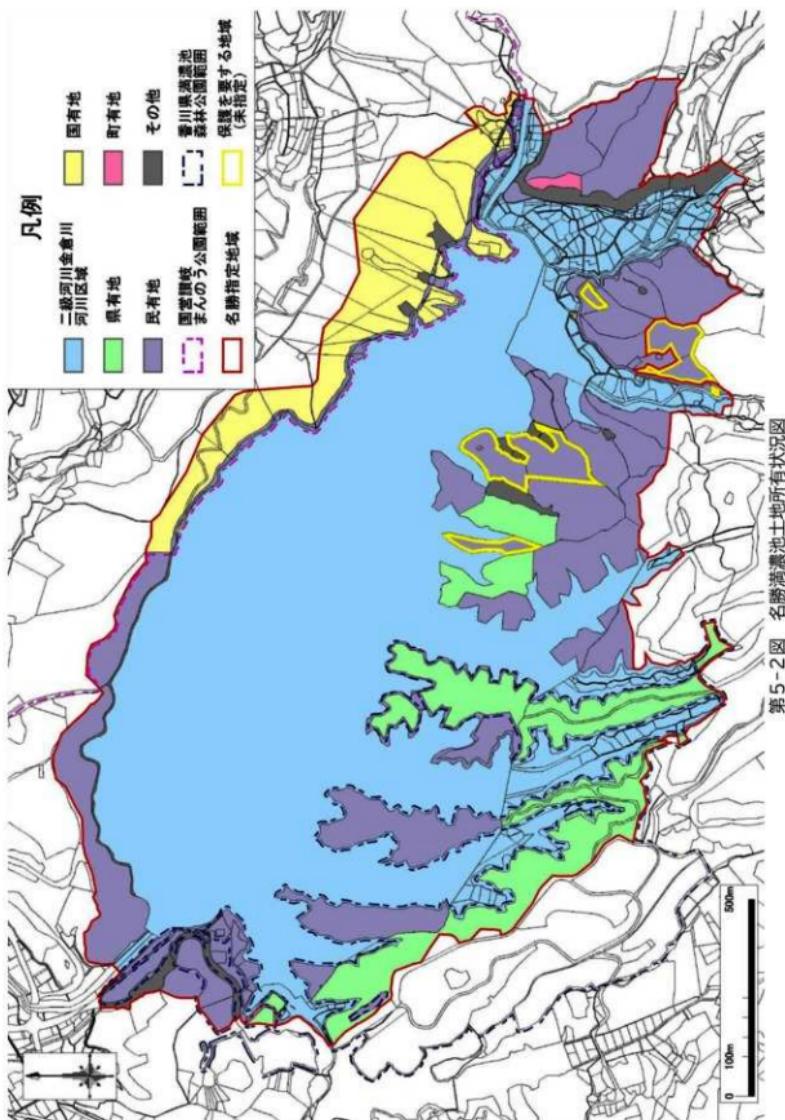
第5-2表 名勝満濃池 土地所有者別面積

(単位ha)

国(二級河川金 倉川河川区域)	国	香川県	まんのう町	民有地	その他	名勝指定地計
1,592.866.51	179,042.23	219,060.00	5,273.00	587,006.23	55,567.12	2,638,815.09
60.36%	6.78%	8.30%	0.20%	22.25%	2.11%	100.00%



第5-1図 名勝満濃池土地利用状況図

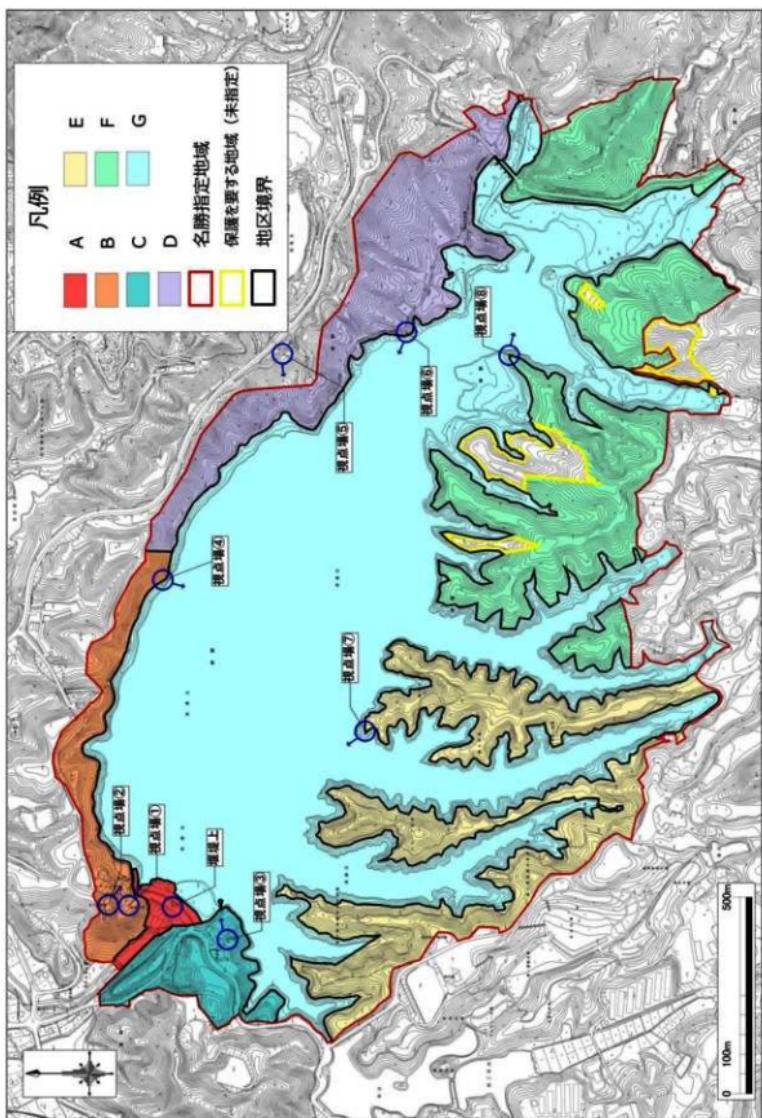


第2節 課題整理のための地区設定

名勝満濃池の指定地には、様々な土地利用や土地所有の複雑な状況があることを踏まえて、現状と課題を整理するための地区を以下のように設定した。

第5-3表 名勝満濃池の地区設定一覧

地区	要素	視点場	植生区分	所有者	主な管理者
A	堰堤、橋門、余水吐(流入部)、護摩壇岩、真野池記、松坡長谷川翁功德之碑、各種サイン、遊歩道、東屋	堰堤上	護摩壇岩	国	満濃池土地改良区、香川県、まんのう町、神野神社、四国電力
B	余水吐(出水口)、池岸と丘陵の地形、植生、神野神社境内、各種サイン、遊歩道、かりん会館、東屋、やぐら	視点場① 視点場② 視点場④	出水路北岸 北岸西部	個人	満濃池土地改良区、まんのう町、神野神社、四国電力
C	取水塔、池岸と丘陵の地形、植生、神野寺境内、弘法大師空海像、修拓記念碑、満濃池配水塔顕彰碑、県営満濃用水改良竣工記念碑、各種サイン、遊歩道、トイレ	視点場③	堰堤背後の丘 出水路南岸	個人、香川県、まんのう町	満濃池土地改良区、神野寺、神野神社、香川県、まんのう町、四国電力
D	池岸と丘陵の地形、植生、国営讃岐まんのう公園、各種サイン、遊歩道、東屋、トイレ、岬の桟橋	視点場⑤ 視点場⑥	北岸中部 北岸東部	国、満濃池土地改良区	国土交通省香川河川国道事務所、まんのう町満濃池土地改良区
E	池岸と丘陵の地形、植生、香川県満濃池森林公園、各種サイン、遊歩道、トイレ	視点場⑦	南岸西部 南岸中部	香川県、個人	香川県みどり整備課
F	池岸と丘陵の地形、植生、遊歩道	視点場⑧	南岸東部 東岸	個人、香川県、まんのう町	まんのう町、個人
G	水面、池岸と丘陵の地形	なし	なし	国、香川県、満濃池土地改良区	満濃池土地改良区



第5-3図 名勝満濃池地区設定図

第3節 名勝満濃池の現状と課題(全体に共通するもの)

本節では、満濃池全体に共通する現状と課題を、保存管理、活用、整備、運営・体制の順に整理する。本質的価値を構成する要素と本質的価値に関連する要素については1、保存活用に資する要素については2で述べる。個別の構成要素については第4節で地区ごとに詳述する。

1 保存管理の現状と課題

(1)現状

A地区を中心として所在する堰堤及び付属施設と、G地区の水面及び周辺の池岸については、ため池として一体化したものであり、満濃池土地改良区によって倒木処理や除草などの日常管理や、管理施設の維持改修工事等の管理が行われている。

周辺の池岸では、強風に伴う波の影響により、浸食されている箇所がB・D・F地区を中心認められる。特に北岸のB・D地区においては、池岸に隣接する町道の維持のため、まんのう町によって護岸施設が設置されている。

満濃池周辺の丘陵の植生は、かつてはアカマツ林であったが、マツクイムシの被害により、アカマツが枯れ、広葉樹林が広がっている。

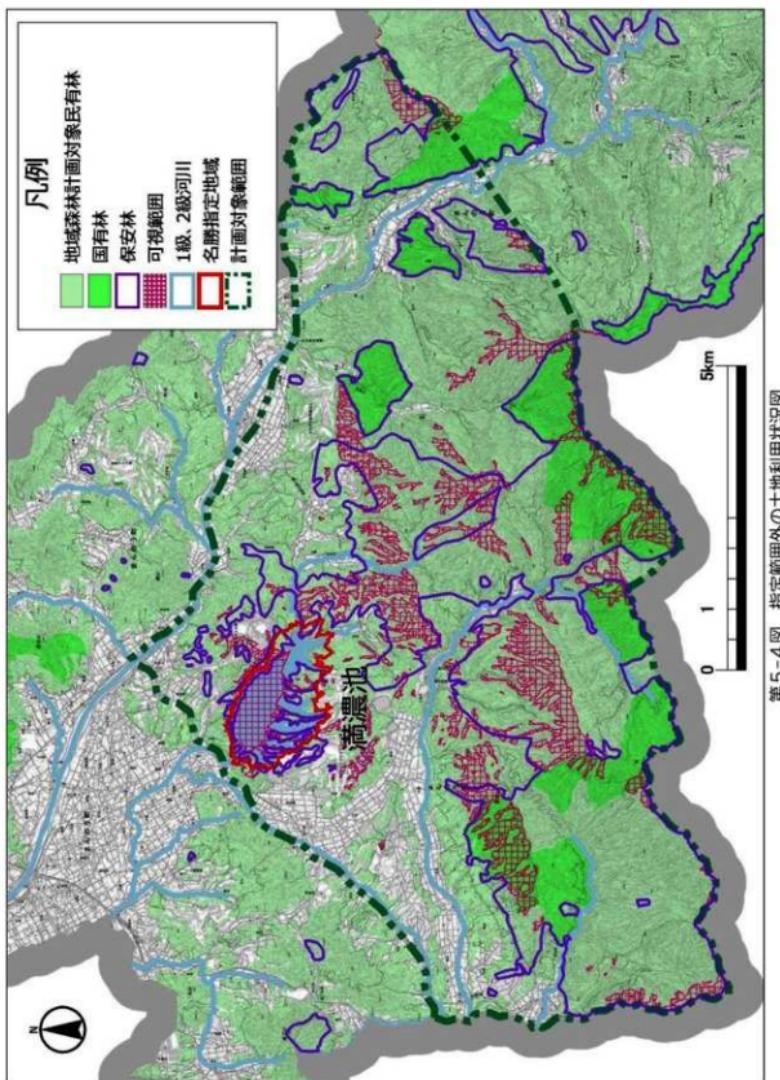
D地区は国営讃岐まんのう公園、E地区は香川県満濃池森林公園が設置されおり、それぞれ公園管理者が管理を行っている。C・F地区については大部分が民有地である。B地区については、民有林であるが、松の防除や倒木除去などの管理をまんのう町農林課が行っている。満濃池の南東部や北西部では、現状管理されていない箇所を中心に竹林が拡大している。民有林に所在する視点場①・②・④では、樹木が繁茂することによって視線がさえぎられている。

神野寺境内については、弘法大師像も併せて神野寺住職によって管理が行われている。神野神社境内については、神野神社神主及び氏子によって境内地の管理が行われている。記念碑・顕彰碑は、明確な管理主体が定められていない。

指定地外の本質的価値に関連する要素である讃岐山脈の山並み(五毛地区・大川山地区)については、第5-4図に満濃池堰堤からの可視範囲を示した。満濃池堰堤からの可視範囲のほぼ全域が山林で、その大部分が国有林や保安林となっており、国や香川県によって厳密に山林の管理が行われている。まんのう町は景観行政団体に指定されているが、景観計画はまだ策定されていない。

(2)課題

堰堤及び付属施設、水面、周辺の池岸については、満濃池は現役の灌漑施設であることから、今後も継続的な修繕や更新が発生するため、改修計画の早い段階から、満濃池土地改良区と協議調整を行う必要がある。また、池岸の浸食を防ぐため護岸施設が設置されてきたが、今後はより景観に配慮した護岸施設の設置について事前の協議調整を行う必要がある。植生については、適切な森林病害虫等防除を検討するとともに、竹林が拡大している地域について土砂災害の危険性や景観上の問題について留意する必要がある。また、マツクイムシの被害跡地に広が



第5-4図 指定範囲外の土地利用状況図

っている広葉樹林は、近年、クヌギ、コナラを中心にナラ枯れ被害が拡大しており、今後対策を検討する必要がある。また、周囲の丘陵では樹木の生長によって視点場の眺望に影響を与えている箇所があるため対応を検討する必要がある。標識、説明板、注意札など文化財としての保存施設の設置を検討する必要がある。記念碑・顕彰碑は、明確な管理主体が設定されておらず、棄損などの保存管理上の課題が生じた場合や、現状維持の方法や風化への対応について検討する必要がある。

名勝指定地内の多くの施設については、将来予想される補修や改修、新たに設置される施設において、名勝満濃池の景観に配慮するよう事前の協議調整を十分行う必要がある。

指定地外の景観の保護については、今後策定される景観計画に盛り込むため、担当部局と連携する必要がある。

2 活用の現状と課題

(1)現状

満濃池は灌漑施設であるため、灌漑目的のため池としての利用が第一であるが、名勝満濃池としての活用について取り上げるという観点から、行楽的な活用と学習的な活用としての2つに分けて整理し、加えて保存活用に資する要素の現状についても述べる。

行楽的な活用としては、満濃池の堰堤は一般に開放されており、満濃池を訪れる人々は自家用車や観光バスで堰堤上に駐車し、景色を楽しむ、写真を撮るなど思い思いに過ごしている。満濃池は香川県を代表する観光地であることから、大型バスでの団体旅行のコースにも組み込まれておらず、日中は堰堤を散策し、神野神社や神野寺へ参拝する人々で賑わう。神野寺は、四国別格二十霊場であることから四国遍路の参拝者も多く訪れる。満濃池北岸の遊歩道はウォーキング、ランニング、サイクリングなどで多くの利用者がおり、マラソン大会やウォークラリーの会場となっている。満濃池で行われる代表的な行事として、毎年6月15日前後に行われる「ゆる抜き」があり、讃岐の初夏の風物詩として多くの人々が訪れる。

学習的な活用としては、満濃池が小・中学校の社会科や高等学校の地理歴史科の教科書に登場する機会が多く、香川県の水不足の歴史を物語る好例でもあることから、遠足や地域学習な



写真5-1 満濃池を見学する人々



写真5-2 かりん会館での解説

第5-4表 満濃池の活用の取り組み

取組名	実施主体	内容	備考
満濃池のボランティアガイド	まんのう池コイネット	・事前予約により満濃池の現地解説や、かりん会館展示物の説明を実施。 ・解説はボランティアガイドが行う。	2019(令和元)年度実績 参加者：10団体 302名
ボランティアガイド養成事業「空海塾」	まんのう池コイネット	・小学生や観光客へ満濃池のことを教えてほしいという要請に対応するためのボランティアガイド養成	2019(令和元)年度実績 実施日：11月 26日 受講者：29名
満濃池俳句大会	まんのう池コイネット	・「まんのうの恵み」「満濃池」を題材にした俳句を町内小学生対象に募集 ・優秀作品は満濃池の神野神社に奉納句として一年間掲示。	2020(令和2)年度実績 参加者：約 450名
かりん会館周辺の清掃	まんのう池コイネット	・かりん会館の周辺の草刈り、枝打ち、倒木処理等。	
満濃池学習への対応	満濃池土地改良区	・県内小学生の校外学習、遠足等 ・県内外の各種団体等の研修、現地視察等。	
かりん会館資料見学者への対応	かりん会館	・かりん会館を利用する見学者への対応。	2019(令和元)年度実績 見学者：1,758名
マラソン大会	まんのう10Kマラソン実行委員会	・国営讃岐まんのう公園、香川県営満濃森林公園、満濃池岸の町道を経由する 10km のマラソン大会。2018(平成30)年5月27日に第1回、2020(令和2)年2月23日に第2回が実施。	
ウォークラリー	まんのう町立図書館	・満濃池周辺を巡るガイドウォークを実施。	2019(令和元)年度実績 実施日：10月 16日 事業名：満濃池歴史散歩 参加者：10名

などで多くの学校関係や一般団体が訪れる。

統いて保存活用に資する要素について、施設ごとに現状を述べる。国営讃岐まんのう公園は、満濃池の北東に名勝指定地内外にまたがって所在している公園施設である。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、2020(令和2)～2022(令和4)年度は様々な活動が控えられていたものの、2019(令和元)年度の年間来園者は約 53 万人を数えた。名勝指定地域内は「湖畔の森」

と称するエリアで、満濃池の雄大な眺望や水際の風致景観を体感できる。同公園内には満濃池の歴史や景観に関する説明版が設置され、公園内の自然と親しむガイドウォークが実施されている。

香川県満濃池森林公園は、満濃池の南西に名勝指定地内外にまたがって所在している。名勝指定地内は「桜の森」や「野鳥の森」といった自然体験ゾーンとして活用され、公園内の野鳥や樹木を紹介する自然観察会が定期的に開催されている。

満濃池周辺を巡る遊歩道としては、四国のみち、周遊道、デッキがある。多様な満濃池の魅力を広範囲で楽しむため、2021(令和3)年4月に満濃池を一周できる周遊道が開通しているが、満濃池南東部の視点場までのアクセス道は未整備である。また、名勝的価値に関する説明板や、満濃池の見どころを巡るための案内板といった各種サインは未整備である。

満濃池を訪れた利用者が訪れる便益施設の代表的なものとして、かりん会館があり、満濃池に関する展示を行っている。また、満濃池来訪者の駐車場としての役割を堰堤上が担っている。

(2)課題

活用全体として、満濃池が名勝に指定されて以降、まんのう町ではシンポジウムの開催やパンフレットの発行などの周知広報を行ってきたものの、新たな視点場や周遊道などの情報発信は未だ不十分であり、情報発信の方法についての検討が課題である。

保存活用に資する要素の課題として、国営讃岐まんのう公園と香川県満濃池森林公園の活用に関して、名勝的価値を活かした活用を進めるために、両公園の協力を得て連携して事業を推進していくことが必要である。

遊歩道については、満濃池の魅力を十分に味わってもらうために必要な施設や案内板について検討する必要がある。また、滞在時間が短い行楽客についても、満濃池の魅力を味わうことができるよう、必要な施設や案内板についても検討する必要がある。

便益施設については、満濃池現地を訪れた利用者が訪れる施設として、かりん会館があるが、展示内容が不十分であるため、展示内容の充実に留意する必要がある。

3 整備の現状と課題

(1)現状

名勝満濃池指定地域内には、多くの木柵やデッキなどの施設があり、経年劣化や破損しているものがある。詳細については本章第4節で述べる。

植生については、本節、1 保存管理の現状と課題でふれたとおり、マツクイムシ被害によるマツ林の衰退や植生遷移の課題がある。また、竹林の拡大を防止する措置や視点場の景観を回復するといった、植生をコントロールするための整備は行われていない。

満濃池指定地域のB・D・F地区に所在する池岸の護岸施設は、波の浸食から守る施設として、町道と一体化してまんのう町が管理している。既存の護岸施設は災害等に伴い整備されたものであるため工法によっては景観に配慮されていないものも見受けられる。また、護岸施設が無い池岸についても、浸食が進む箇所が見受けられる。

(2)課題

名勝満濃池指定地内の経年劣化や破損した施設は放置すると利用者がケガをする恐れがあるため、今後の修繕等について検討する必要がある。

池岸の浸食については、今後災害等により崩落した場合、対応する部局に対し、復旧に際して景観に配慮するための調整をできるだけ早く行う必要がある。

植生については、アカマツ林の衰退、竹林の拡大、今後生じうるナラ枯れ、視点場からの景観遮蔽に対する対策を検討する必要がある。

4 運営・体制の現状と課題

(1)現状

本章第1節で述べたとおり、名勝満濃池指定地域は、多くの所有者及び管理者があり、それぞれ土地や施設の日常的な管理や維持を担っている。名勝の管理団体であるまんのう町は、現状変更などが生じる場合、香川県教育委員会や文化庁の助言・指導を受けて対応している。

活用事業の運営については、まんのう池コイネットや国、県、町がそれぞれ実施しており、情報共有や活用のための連携を行う組織がない。また、堰堤上の記念碑・顕彰碑等、管理者が不明瞭な構成要素がある。

(2)課題

名勝指定地域が多くの所有者及び管理者によって個別に管理されており、管理主体が不明瞭な構成要素があるため、名勝の保護に万全を期すための連携方法について検討する必要がある。

名勝の保存・管理は恒久的に行われていくものであり、今後実施される公有地化や整備事業を踏まえると、管理団体であるまんのう町の役割が重要となるため、十分な体制が取れるよう留意する必要がある。

満濃池の活用を広く行うためには、地域振興課などの町内関係部局や、公園管理者、町内の文化財保護関係団体と連携するための連絡協議会設置等の方法を検討する必要がある。また、町民や地元関係団体とともに名勝の管理・運営や活用を行うための人材育成や地域活動団体の育成についても留意する必要がある。さらに、コイネットの会員の減少や高齢化など、活動体制上の問題についても、まんのう町として、ボランティアへの支援や組織の体制づくりの方法を検討する必要がある。

第4節 名勝満濃池の現状と課題(地区ごと)

1 A地区の現状と課題

(1)現状

A地区は、堰堤上で多くの来訪者が風致景観を楽しむ視点場の中心である。満濃池観光客の実質的な駐車場としても利用されている。

【本質的価値を構成する要素】

堰堤および樋門や余水吐(流入部)等の付属施設は、満濃池土地改良区により管理が行われている。護摩壇岩の岩上にはアカマツが自生しており、まんのう町が薬剤の樹幹注入によるマツクイムシ防除をおこなっているが、一部枯死が発生している。

【本質的価値に関連する要素】

堰堤の北端には、満濃池の修築に関わった人々の歴史を表す真野池記や松坂長谷川翁功労碑等の記念碑・顕彰碑が集中して建てられている。

【保存活用に資する要素】

堰堤上は「四国のみち」および「満濃池周遊道」としても利用されている。また、金倉川下流側から樋門付近まで遊歩道とデッキが整備されており、堤高約32mの巨大な堰堤や、樋門から流れ出る水勢を体感できる。まんのう町が管理する東屋は雨天時や酷暑時の満濃池見学の拠点として利用されている。

【その他の要素】

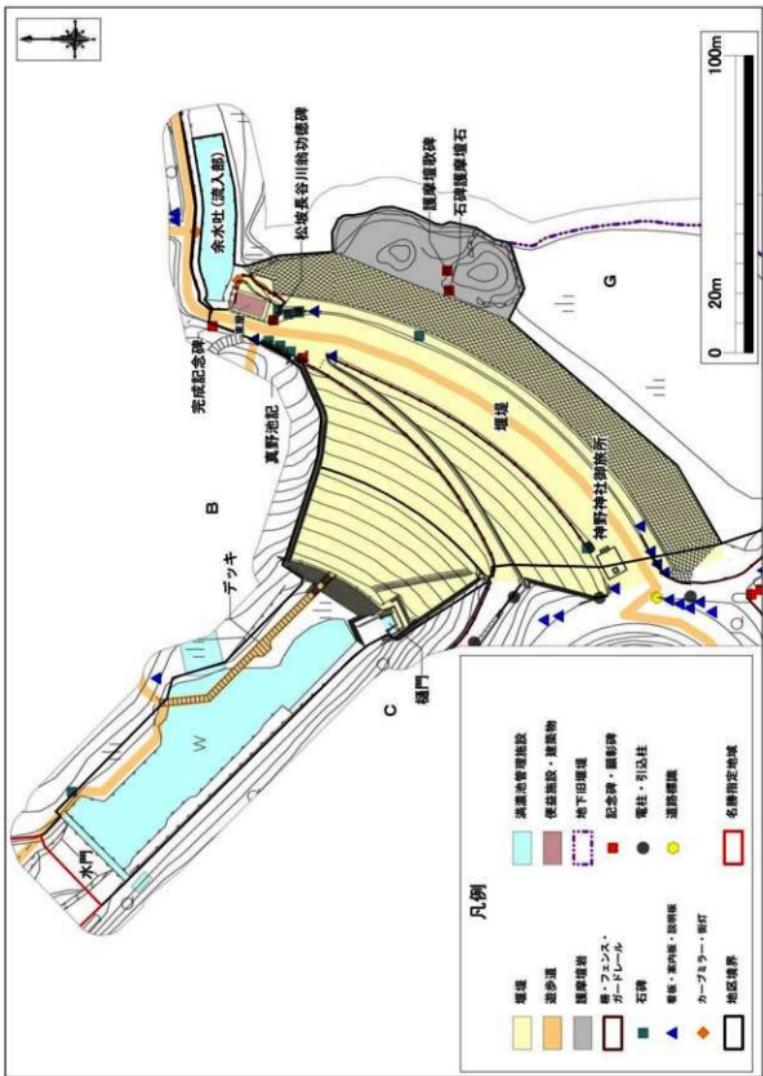
石碑(現代の歌碑・記念碑)、土木構造物(水路・護岸擁壁)、工作物(看板、案内板、説明板、柵、ガードレール、カーブミラー、街灯)などが所在する。

(2)課題

堰堤上面は転落防止柵が未設置のため、水面への転落の恐れについて管理者の満濃池土地改良区から懸念が寄せられている。堰堤付属施設については、経年劣化のため改修が検討されており、特に余水吐(流入部)は10年以内の改修が予定されている。護摩壇岩は、岩上のアカマツに枯損が見られる他、雑木の実生も繁茂しつつあるので、適切な手入れを検討する必要がある。

デッキについては経年劣化のため修繕を検討する必要がある。また、記念碑・顕彰碑の説明がなく、見学の拠点である東屋に説明版やパンフレット等の配架がないことから、解説や周知のための施設について検討する必要がある。

その他の要素については、色彩や規格が統一されていないため景観上違和感が生じているものや、眺望を遮蔽しているものがある。また、木柵が腐食し破損している箇所があるので、継続的な安全管理に努めるとともに、将来的には全体の改修も視野に入れる必要がある。



第5-5図 名勝満濃池A地区現況図



写真5-3 堤堰からの景観 北西より



写真5-4 堤堰上 北東より



写真5-5 護摩壇岩 西より



写真5-6 槻門 北より



写真5-7 堤堰北東端の顯彰碑等 南西より



写真5-8 堤堰上の木柵 南西より

2 B地区の現状と課題

(1)現状

B地区西端の丘陵は宗教施設や便益施設等の建造物が多く存在し、各施設は町道および遊歩道で連結される。B地区東半の丘陵の池岸沿いには町道が敷設され、遊歩道や池の管理道として使用されている。

【本質的価値を構成する要素】

余水吐(出水口)は、満濃池土地改良区が管理を行っている。満濃池北岸の池岸では、浸食を防ぐため護岸擁壁で保護された箇所が多く所在している。

【本質的価値に関連する要素】

神野神社の境内には鳥居、石灯籠、狛犬などの石造物と、本殿、拝殿などの建築物が所在する。

【保存活用に資する要素】

各種サイン(説明板・誘導標・注意標)、遊歩道(四国のみち・周遊道・デッキ)、便益施設である、かりん会館、東屋、やぐらが所在する。満濃池沿いの道や各施設を連結する遊歩道は町道として草刈りや補修が行われており、四国のみちや周遊道としても利用されている。かりん会館は満濃池に係わる常設展示がある。遊歩道沿いには東屋、やぐらがあり見学者に利用されている。

【その他の要素】

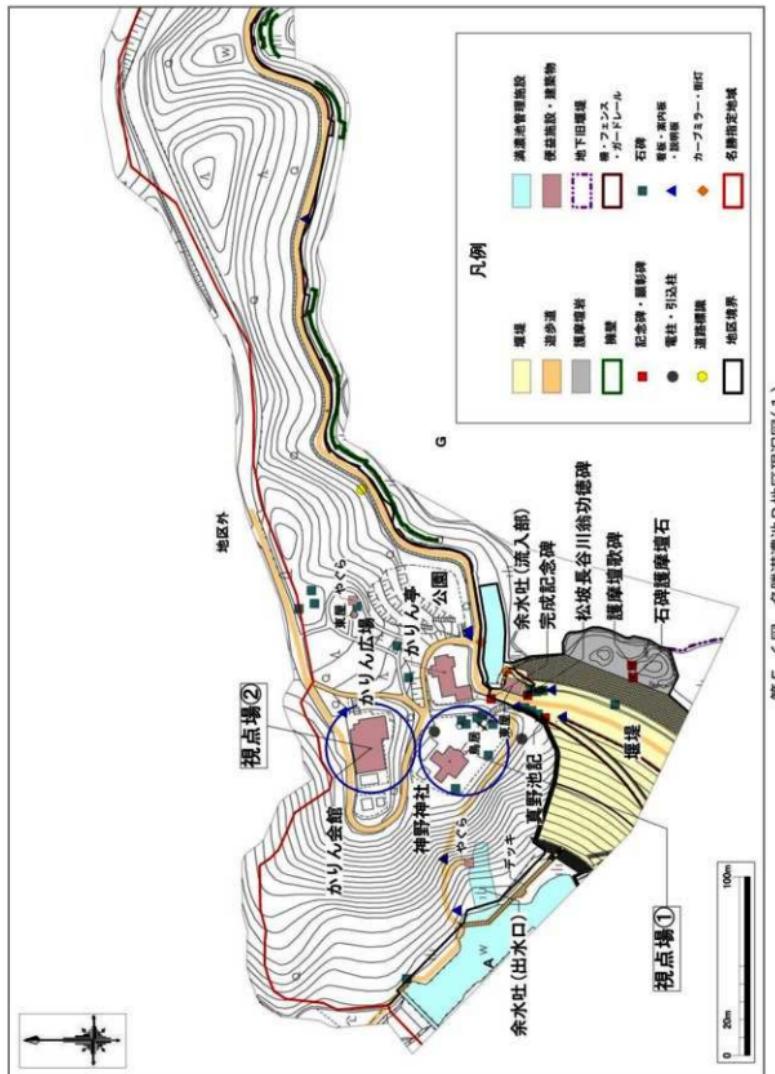
道路敷(町道)、建築物(かりん亭・物産館)、石碑(現代の歌碑・記念碑)、土木構造物(護岸擁壁)、工作物(看板、案内板、説明板、柵、フェンス、ガードレール、電柱、電線、道路標識、カーブミラー、街灯)などが所在する。

(2)課題

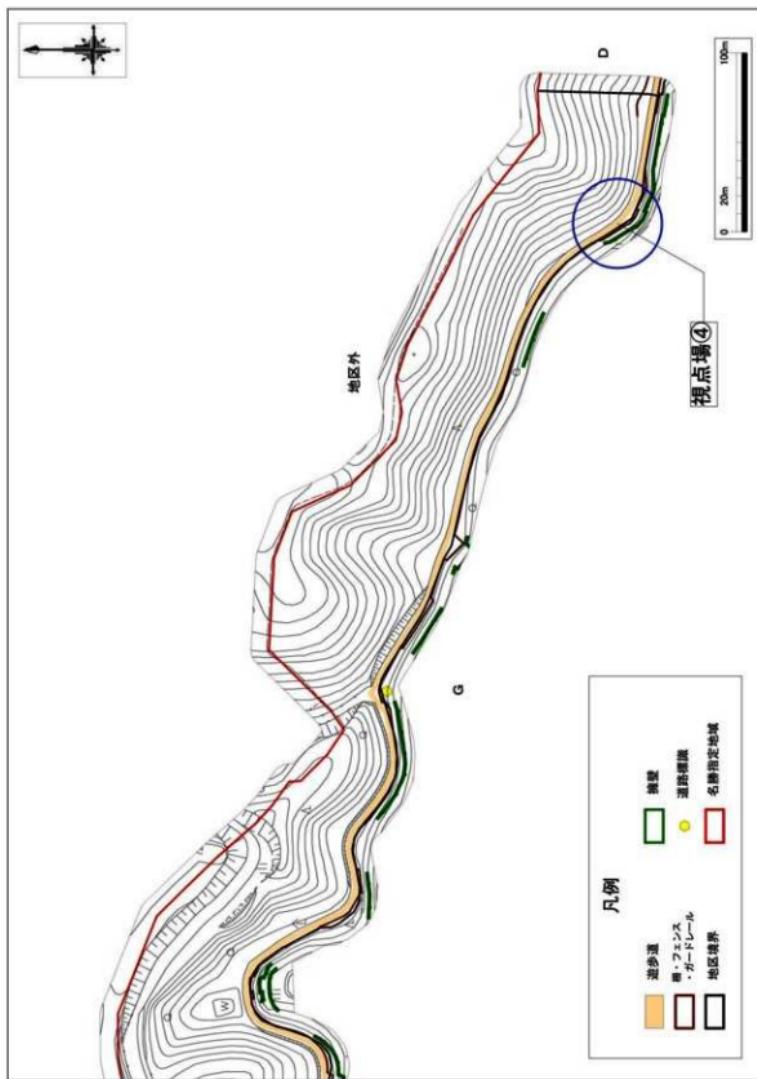
堰堤付属施設の経年劣化が進んでいることがあげられる。護岸擁壁は他地区的視点場からの景観に影響を与えており、今後のさらなる浸食の結果、新たな護岸擁壁の設置が行われる際に、景観が阻害される恐れがある。視点場①及び②付近の樹木が繁茂し、視点場からの眺望を遮蔽しているため除伐する必要がある。

かりん会館は満濃池に係わる常設展示があるが、名勝満濃池のガイダンス施設として十分でないことがあげられる。また、東屋、やぐらが見学者に利用されているが、経年劣化が目立つ。

その他の要素の課題としては、規格が統一されていないため景観上違和感が生じているものや、眺望を遮蔽しているものがあり、木柵が腐食し破損している箇所がある。各種事業実施の機会を捉えながら、改善を図る必要がある。



第5-6図 名勝満瀬池B地区現況図(1)



第5-7図 名勝満瀬池B地区現況図(2)



写真5-9 北岸の町道 東より



写真5-10 神野神社拝殿 南東より



写真5-11 かりん会館 東より



写真5-12 かりん亭 南より



写真5-13 建築物の遠景 南東より



写真5-14 護岸 南西より

3 C地区の現状と課題

(1)現状

C地区の中央には県道200号および町道三田線が指定範囲内を通過するとともに満濃池の堰堤へアクセスする主要な道となっている。県道及び町道の南西には宗教施設である神野寺境内が所在している。神野寺から県道及び町道の北西の丘陵にかけては山林が広がり、写し靈場が所在する。

【本質的価値を構成する要素】

取水塔、池岸と丘陵の地形、植生が所在する。取水塔は満濃池土地改良区が管理を行っている。植生に関しては、北西の指定地域外に竹林がある。また、視点場③付近の樹木が繁茂している。

【本質的価値に関連する要素】

神野寺境内には写し靈場(ミニ四国八十八ヶ所)等の石造物と本堂および住職の住宅等の建築物が所在する。神野寺の南の小高い丘には昭和8年に建立された弘法大師像が所在する。

【保存活用に資する要素】

各種サイン(説明板・誘導標・注意標)、遊歩道(「四国のみち」・周遊道)、便益施設(トイレ※まんのう町管理)が所在する。満濃池沿いの道や各施設を連結する遊歩道は町道として草刈りや補修が行われており、「四国のみち」や周遊道としても利用されている。視点場③付近の樹木が繁茂することにより視点場からの眺望を遮蔽している。

【その他の要素】

道路敷(県道・町道)、建築物(倉庫・住宅・小屋)、石碑(現代の歌碑・記念碑)、土木構造物(護岸擁壁)、工作物(看板、案内板、説明板、柵、フェンス、ガードレール、電柱、電線、屋外広告物、道路標識、カーブミラー、街灯、国旗掲揚台、花壇、監視カメラ、水門)などが所在する。

(2)課題

堰堤付属施設の経年劣化が進んでおり改修が検討されている。植生に関しては竹林が繁茂していることから除伐を検討する必要がある。道路沿いに電柱、工作物、看板等が密集しており、視点場からの景観を大きく損なうものではないが、満濃池へのアクセスの際によく目立つことから、今後全体的な整理を検討する必要がある。



第5-8図 名勝満濃池C地区現況図



写真5-15 神野寺 東より



写真5-16 弘法大師像 東より



写真5-17 写し靈場 南東より



写真5-18 神野寺参道のトイレ 西より

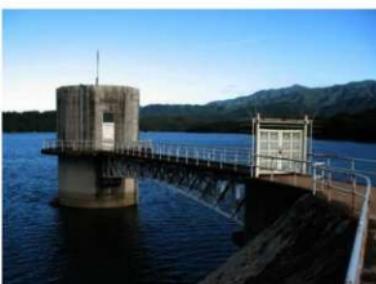


写真5-19 取水塔 北西より



写真5-20 道路沿いの工作物 北西より

4 D地区の現状と課題

(1)現状

D地区は、ほぼ全域が国営讃岐まんのう公園の公園供用区域「湖畔の森」として2006(平成18)年に追加開園されたエリアであり、満濃池の雄大な眺望や水際の風致景観を体感できる。満濃池岸沿いの町道五毛線はB地区から続く遊歩道となっており、地形変化に富む満濃池の景観を楽しむことができる。遊歩道と国営公園供用区域の境界には囲柵が設置されている。

【本質的価値を構成する要素】

池岸と丘陵の地形の地形、植生が所在する。国営公園内の丘陵はアカマツ林、落葉広葉樹林が広がる。一部にヒノキ林もある。池岸沿いには町道が敷設され遊歩道や池の管理道として使用されており東屋等の便益施設が設置されているが、満濃池の池岸浸食を防ぐため護岸擁壁で保護された箇所が多く所在している。課題としては、他地区的視点場からの景観に影響を与えている。将来発生しうる課題としては、今後のさらなる浸食により、新たな護岸擁壁の設置が行われる際に、景観が阻害される恐れがある。植生に関しては、薬剤の樹幹注入によるマツクイムシ防除、間伐、下草刈り等が行われている。広大な面積で対象となる樹木の数が多いため防除できない個体も多く、マツクイムシ被害のため枯死が広がりつつあることがあげられる。

【保存活用に資する要素】

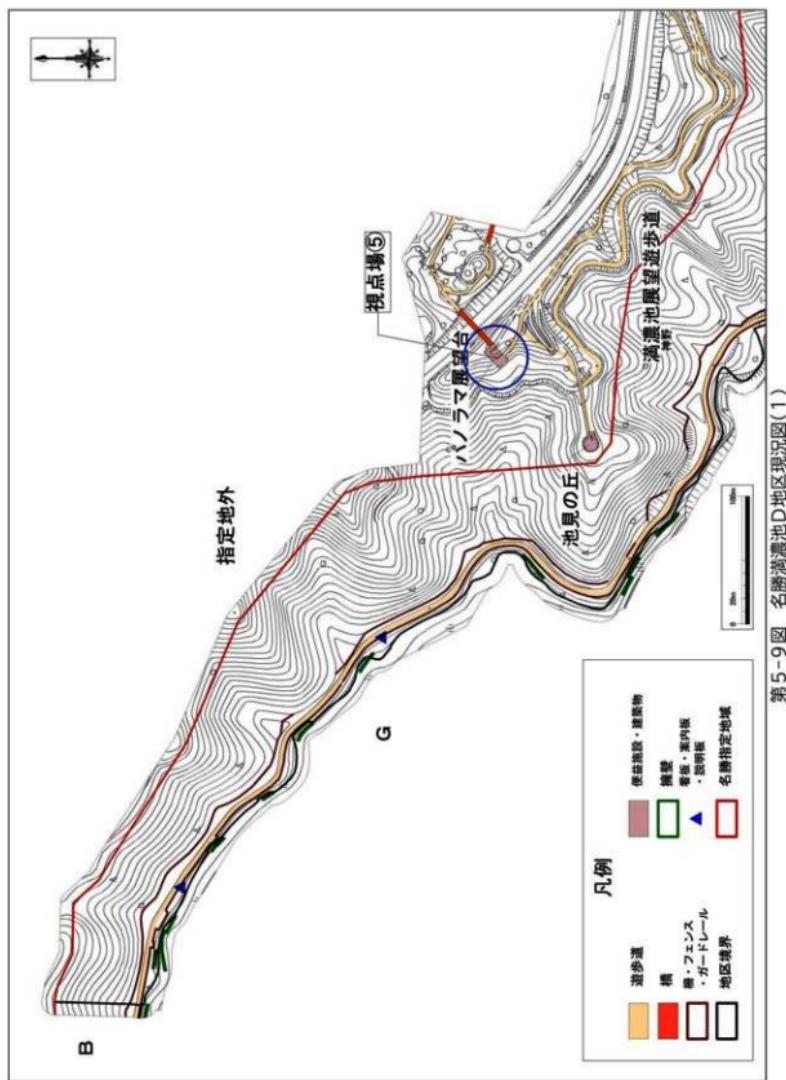
国営讃岐まんのう公園、各種サイン(説明板・誘導標・注意標)、遊歩道(周遊道)、便益施設(東屋・トイレ・岬の桟橋)が所在する。国営公園内は満濃池の池岸の「岬の桟橋」や「半島広場」、「棚田跡」へと続く遊歩道が敷設されており、付近には利用者用のトイレや桟橋が設置されている。国営公園内の施設は景観に配慮された色彩となっている。

【その他の要素】

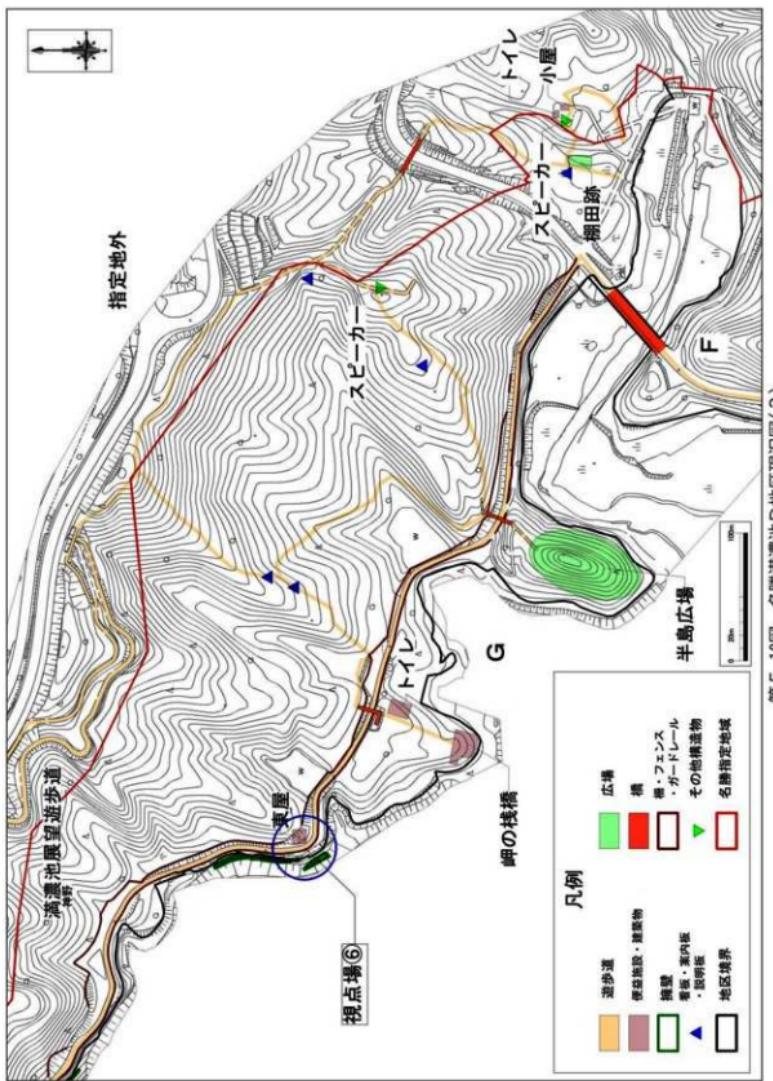
道路敷(町道)、土木構造物(護岸擁壁)、工作物(看板、案内板、説明板、柵、フェンス、ガードレール、スピーカー)などが所在する。

(2)課題

満濃池の池岸浸食を防ぐため護岸擁壁が他地区的視点場からの景観に影響を与えている。また、マツクイムシ対策については、実務上の視点から適切な対策を検討する必要がある。



第5-9図 名勝満瀬池D地区現況図(1)



第5-10図 名勝満濃池D地区現況図(2)



写真5-21 園路 北東より



写真5-22 北岸の町道 南東より



写真5-23 岬の桟橋 北より



写真5-24 パノラマ展望台 東より



写真5-25 半島広場 北東より



写真5-26 スピーカー 南より

5 E地区の現状と課題

(1)現状

E地区は、ほぼ全域が香川県満濃池森林公園の公園供用区域である。名勝指定地に隣接してガイダンス施設や駐車場があり、指定地内は満濃池周辺の自然に親しむことができる。

【本質的価値を構成する要素】

池岸と丘陵の地形、植生が所在する。香川県満濃池森林公園内の植生に関しては、香川県環境森林部みどり整備課が管理しており、薬剤の樹幹注入によるマツクイムシ防除、間伐、下草刈り等が行われている。

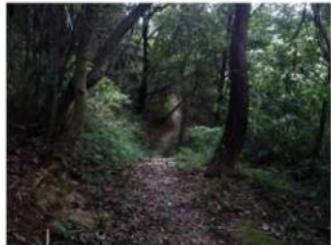


写真5-27 園路 南より

【保存活用に資する要素】

香川県満濃池森林公園内は、「桜の森」や「野鳥の森」といった自然体験ゾーンとして利用されており、各施設は遊歩道で繋がれ、野鳥観察小屋などの教養施設やトイレなどの便益施設が設置されている。香川県満濃池森林公園の施設は景観に配慮された色彩となっている。



写真5-28 森林学習展示館と車道 北より

【その他の要素】

建築物(野鳥観察小屋)、工作物(看板、案内板、説明板)が園内遊歩道沿いに建てられている。外装は木製であり、周囲の景観に調和している。

(2)課題

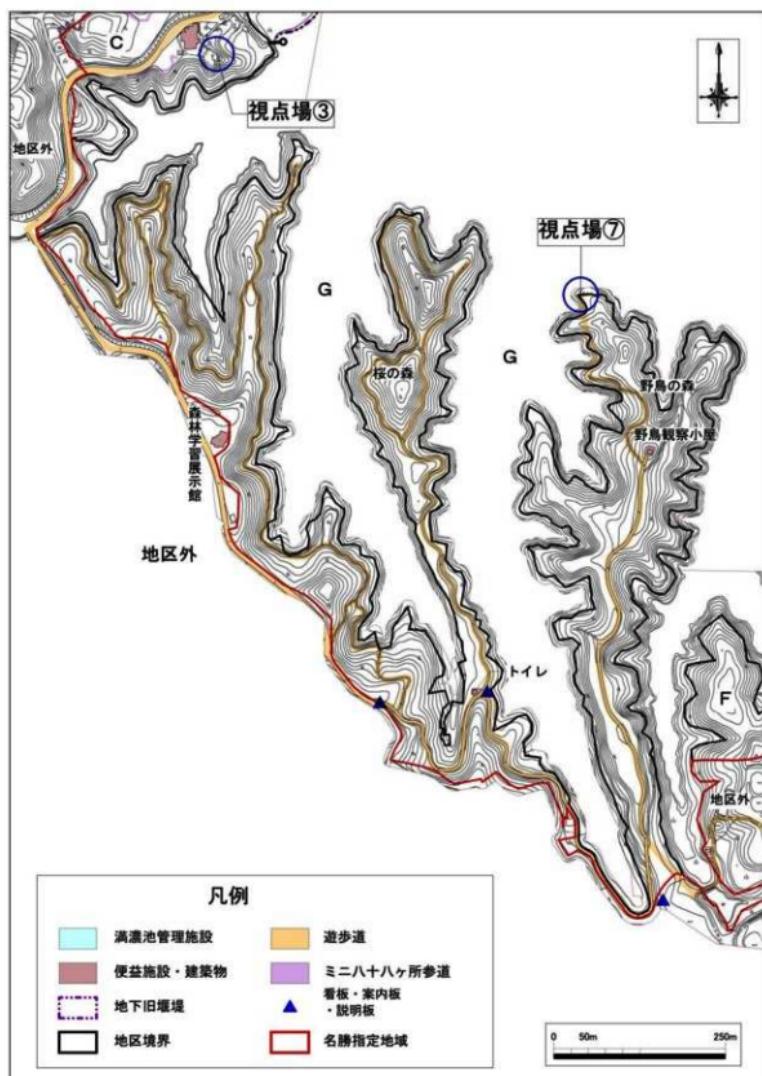
視点場⑦や池岸沿いの遊歩道は樹木が密集し視界が開けていないため、ポイント毎に視界が開けるようにするなど、今後適切な在り方について管理者と協議を重ね、検討を進める必要がある。



写真5-29 園路沿いの案内板 南より



写真5-30 トイレ 南より



第5-11図 名勝満濃池E地区現況図

6 F地区の現状と課題

(1)現状

F地区は満濃池の主要な水源である二級河川金倉川支流の中谷川との取り合い部から南岸にかけての地区である。F地区東部は町道桶橋五毛線が敷設され鋼橋や法面工が所在し、現状改変が進んでいる。F地区的南部は地質を反映して浸食が進み複雑に入り組む。また、民有地の一部に保護を要する地区(未指定地)が所在する。

【本質的価値を構成する要素】

南岸の池岸は浸食されている箇所が多く見受けられる。植生に関しては、南岸において竹林が拡大している箇所がある。

【保存活用に資する要素】

町道や管理道に伴う遊歩道(周遊道)が所在する。

【その他の要素】

道路敷(町道・管理道)、土木構造物(護岸擁壁)、工作物(看板、案内板、説明板、柵、フェンス、ガードレール、電柱、電線)などが所在する。

(2)課題

本竹の密な地下茎の層(厚さ40~50cmのマット状の層)が滑り落ち、土砂災害が懸念されるため、竹林の繁茂を抑制する必要がある。

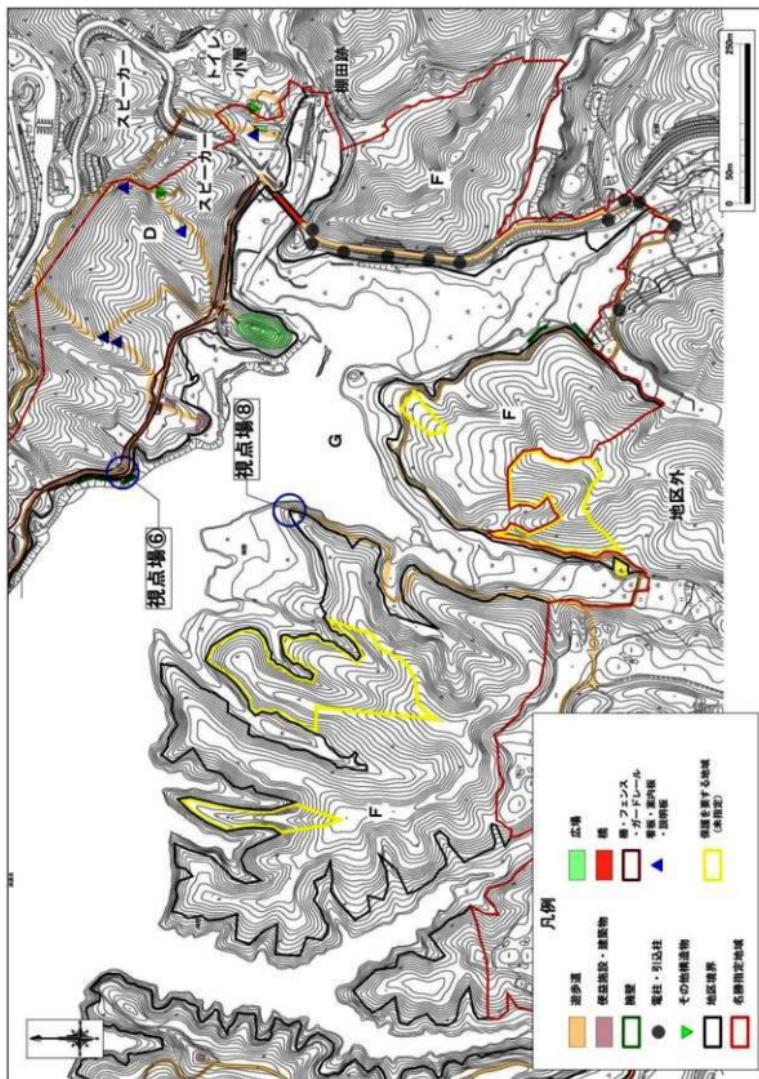
町道や管理道に伴う遊歩道(周遊道)から視点場⑧までの道の整備を実施する必要がある。
保護を要する地区においては、追加指定に向けた検討を進める必要がある。



写真5-31 南岸の町道 南東より



写真5-32 竹林 北より



第5-12図 名勝溝渓地F地区現況図

7 G地区の現状と課題

(1)現状

G地区は満濃池の水面及び池岸を含む地区である。水面は満濃池の貯水量によって上下するが、貯水量が大幅に減少すると、第三次嵩上げ工事以前の旧堰堤や池奥の旧五毛村の家屋の基礎などが現れる。水面については水質保全のため水面上に浮標等は設置されていない。

【本質的価値を構成する要素】

水面下には第三次嵩上げ工事以前の旧堰堤が水没している。水面については、水質保全のため塵芥、流木除去などの経常的管理が満濃池土地改良区により行われている。池岸と丘陵の地形については浸食が進んでいる。

(2)課題

旧堰堤や水面下に所在する遺構については、工事などの際、保護に留意する必要がある。



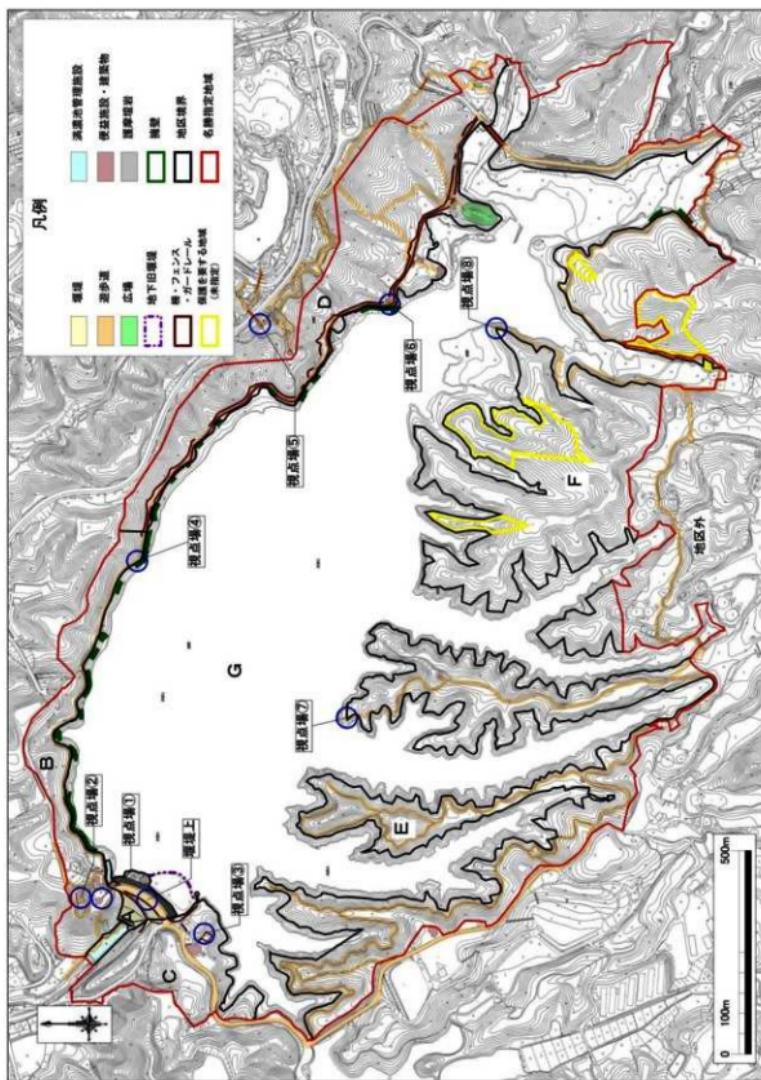
写真5-33 水面下の境界石



写真5-34 旧五毛村の家屋の基礎



写真5-35 満濃池水面 北西より



第6章 保存活用の理念と基本方針

前章までの現状と課題をふまえ、本章では名勝満濃池の望ましい将来像と、保存活用における基本方針をとりまとめる。

第1節 保存活用の理念

「名勝満濃池」の魅力を後世に継承していくため、保存活用の理念を次のように設定する。

古代から継承されてきた巨大堰堤が生み出す

稀有な風致景観を未来へつなぐ

満濃池を訪れる人々は、広大な水面、周囲のなだらかな丘陵、背景の讃岐山脈が一体となる、屏風絵のような奥行きと広がりに感動する。満濃池が有する他に類を見ない趣き深い風致景観は、古代から継承された巨大堰堤により生み出され、近世から近代を通じ名所として人々に親しまれてきた。この稀有な風致景観を守り、育み、そして未来につなぐことを保存活用の理念とする。

第2節 保存活用の基本方針

保存活用の理念を実現していくための基本方針を以下に示す。

満濃池の灌漑施設としての機能の維持と優れた風致景観の保全

満濃池は灌漑施設として存在し続けていることにより、優れた風致景観が生み出されている。灌漑施設としての機能を維持し、自然と人の営みが一体となる満濃池の優れた風致景観を未来へ確実に継承していくために、適切な保存管理を行う。

満濃池の多様な魅力を味わう機会の提供

巨大な堰堤と広大な水面、流域の地勢が骨格を成す満濃池の優れた風致景観は季節の移ろいや時間帯、観賞する場所で様々な表情を見せる。この満濃池固有の魅力を発見・発信することで、人々が満濃池で多様な魅力を楽しむ機会を生み出す。

観賞と情報発信のための基盤整備

視点場の環境整備、解説板・案内板の設置、展示・案内施設の整備等、満濃池の風致景観を観賞するための基盤となる設備の整備を行うとともに、多様な媒体・技術を用いて満濃池の魅力を広く周知するための情報発信基盤を整える。

関係機関・団体等との連携・協力体制の構築

名勝地内及び周辺地域も含めた関係機関・団体等との調整を行い、多種多様な利用状況と名勝満濃池の保存活用との調和を図るとともに、満濃池を管理活用していくための情報共有と調整の仕組みを構築する。

第7章 保存管理

本章では、名勝満濃池が有する本質的価値を確実に保存管理していくため、第6章第2節で示した保存活用の基本方針「満濃池の灌漑施設としての機能の維持と優れた風致景観の保全」に基づき、具体的な保存管理の方法について述べる。

第1節 保存管理の方向性

満濃池の優れた風致景観は、灌漑施設として存在し続いていることによって継承されてきたものであり、今後も灌漑施設としての機能を維持し、満濃池の本質的価値を未来へ確実に継承していく。

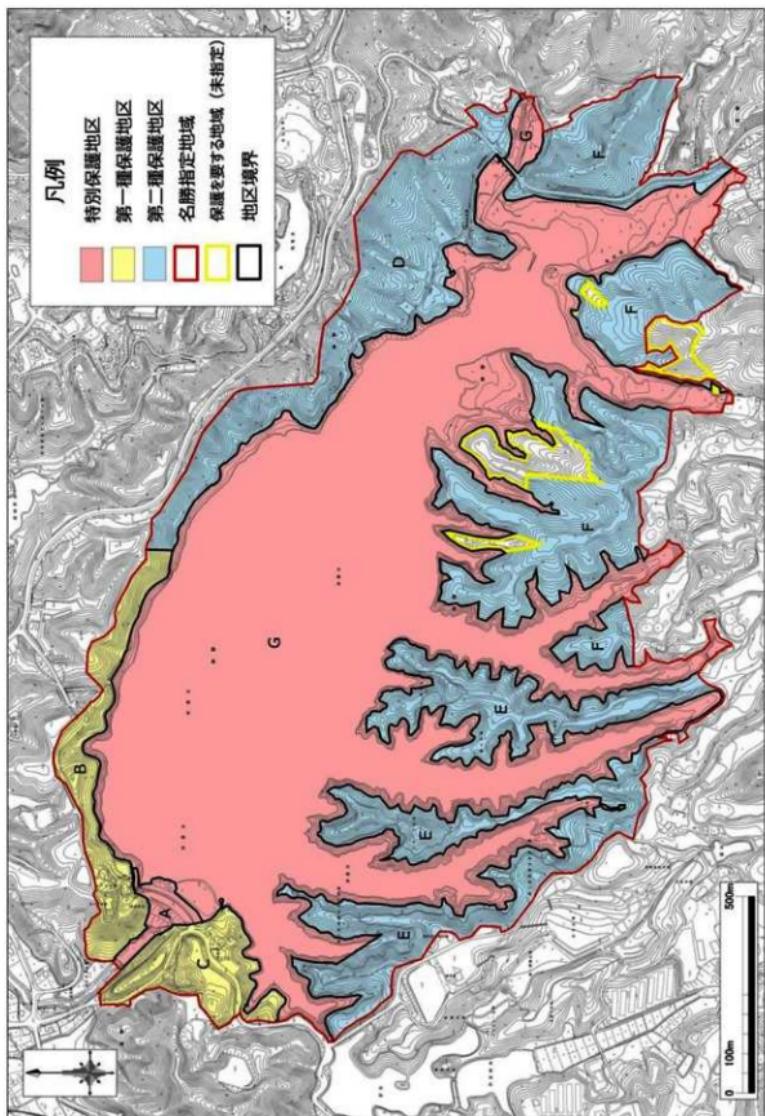
保存管理においては、名勝満濃池の指定地は所有者や土地利用の状況が様々であるため、関係機関の同意や協力が不可欠である。管理団体であるまんのう町は、土地の所有者や占有者等の関係者に保存管理方法の周知徹底を図り、また、必要に応じて指定地域の公有化や、調査研究を推進する。

第2節 保存管理区分

名勝満濃池の文化財的価値を保存するため、第5章第2節において示した課題整理のための地区設定を基に、特別保護地区、第一種保護地区、第二種保護地区、周辺部の4つの保存管理区分を第7-1表及び第7-1図の通り設定する。

第7-1表 名勝満濃池の保存管理区分一覧

保存管理区分	課題整理のための地区設定との対応	内 容
特別保護地区	A・G地区(名勝指定地域)	名勝満濃池の本質的価値のうち、堰堤と水面という満濃池を成立させる根本的な要素を有する地区。
第一種保護地区	B・C地区(名勝指定地域)	名勝満濃池の本質的価値を構成する要素及び本質的価値に関連する要素が集中する地区。
第二種保護地区	D・E・F地区(名勝指定地域)	名勝満濃池の保存活用に資する要素である国営讃岐まんのう公園・香川県満濃池森林公園の他、民有地を多く含む地区。
周辺部	名勝指定地域外の計画対象範囲	堰堤からの眺望において、背景の山並みとなる地区。



第7-1図 名勝溝濃地の保存管理区分

第3節 名勝指定地域の保存管理の方法

名勝満濃池の保存管理について、指定域内の全体に共通する日常的管理や災害等の異常発生時の対応について述べる。

1 日常的な管理

日常的管理として、雑草の繁茂、倒木、保安施設のき損など、名勝満濃池の価値が損なわれないよう定期的な見回り等による構成要素の点検を行う。管理団体である、まんのう町教育委員会文化財担当者が月1回、指定地域内の点検を行い早期の異常発見に努める。また、満濃池土地改良区においても満濃池の見回りを行っているため相互に情報共有を図る。構成要素ごとの日常的管理の方法について第7-2表、チェックシートを第7-3表に示した。

第7-2表 名勝満濃池指定地域内の日常的管理の方法

分類	構成要素	方 法
本質的価値を構成する要素	<input type="checkbox"/> 堰堤、堰堤付属施設 <input type="checkbox"/> 水面 <input type="checkbox"/> 池岸と丘陵の地形 <input type="checkbox"/> 植生 <input type="checkbox"/> 堰堤からの眺め <input type="checkbox"/> 護岸岩	満濃池土地改良区と連絡を密にし、異常の発生や改修計画等を把握する。現状変更等が予定される場合は、関係機関と協議し適切な対応を行う。
本質的価値に関連する要素	<input type="checkbox"/> 神野寺境内 <input type="checkbox"/> 弘法大師空海像 <input type="checkbox"/> 神野神社境内 <input type="checkbox"/> 記念碑・顕彰碑	各管理者と連絡を密にし、異常の発生や改修計画等を把握する。現状変更等が予定される場合は、関係機関と協議し適切な対応を行う。
保存活用に資する要素	<input type="checkbox"/> 国営讃岐まんのう公園 <input type="checkbox"/> 香川県満濃池森林公園 <input type="checkbox"/> 各種サイン <input type="checkbox"/> 遊歩道 <input type="checkbox"/> 多様な視点場 <input type="checkbox"/> 便益施設	各管理者と連絡を密にし、異常の発生や改修計画等を把握する。現状変更等が予定される場合は、関係機関と協議し適切な対応を行う。
その他の要素	<input type="checkbox"/> 道路敷 <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 石碑 <input type="checkbox"/> 土木構造物 <input type="checkbox"/> 工作物	同上

第7-3表 保存状態点検チェックシート(案)

名勝満濃池 保存状態点検チェックシート				
確認日	令和 年 月 日	記入者		
分類	構成要素	異常の有無等		
本質的価値を構成する要素	<input type="checkbox"/> 堰堤	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
	<input type="checkbox"/> 堰堤付属施設 ()			
	<input type="checkbox"/> 水面			
	<input type="checkbox"/> 池岸と丘陵の地形			
	<input type="checkbox"/> 植生			
	<input type="checkbox"/> 堰堤からの眺め			
本質的価値に関連する要素	<input type="checkbox"/> 神野寺境内	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
	<input type="checkbox"/> 弘法大師像			
	<input type="checkbox"/> 神野神社境内			
	<input type="checkbox"/> 記念碑・顕彰碑 ()			
	<input type="checkbox"/> 国営讃岐まんのう公園			
	<input type="checkbox"/> 香川県満濃池森林公園			
保存活用に資する要素	<input type="checkbox"/> 各種サイン			
	<input type="checkbox"/> 遊歩道			
	<input type="checkbox"/> 視点場(視点場)			
	<input type="checkbox"/> 便益施設()			
	<input type="checkbox"/> 道路敷()			
	<input type="checkbox"/> 建築物()			
その他の要素	<input type="checkbox"/> 石碑()			
	<input type="checkbox"/> 土木構造物()			
	<input type="checkbox"/> 工作物()			
	自由記載欄			

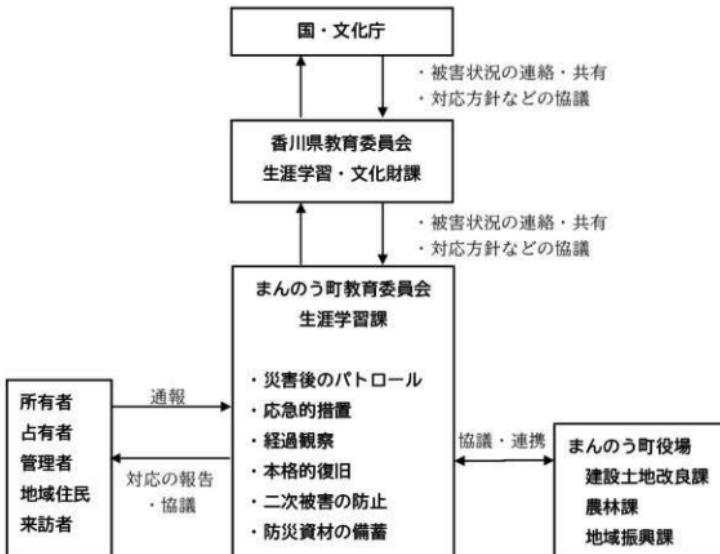
2 非常時の対応

非常事態には、自然災害の発生に加え、人為的な要因による施設のき損等の発生等が想定される。非常事態が発生した場合は、来訪者や関係者の安全を確保した上で、被害の拡大防止の措置を講ずる。

【想定される非常事態】

自然的要因：豪雨による池岸崩落や土砂流出、地震による地割れ、強風による樹木倒壊等
人為的要因：故意のき損等

非常事態発生を確認した場合には、速やかに所有者、占有者、満濃池土地改良区、まんのう町関係部局、香川県教育委員会、文化庁に連絡および情報共有を行い、対応について協議する。二次的な被害拡大防止のための応急処置が必要な場合は、法令に基づき、土嚢積みや防水シートにて維持の措置を講ずる。本格的な復旧には、現地での情報収集の上、文化庁や香川県教育委員会、満濃池土地改良区等の関係機関、土地所有者等と協議を行い、復旧届や現状変更等許可申請等の法令上の手続きに従い実施する。



第7-2図 名勝満濃池災害時の対応

第4節 現状変更の取扱い

名勝満濃池の法令上の規定及び現状変更等の基本方針を示し、名勝指定地内の保存管理区分(特別保護地区、第一種保護地区、第二種保護地区)について、現状変更の取扱基準を示す。

1 法令に基づく現状変更等の考え方

名勝指定地域内において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官(軽微なものは香川県教育委員会)の許可を受けなければならず、「文化財保護法第125条第1項」において、下記のとおり規定されている。

文化財保護法

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

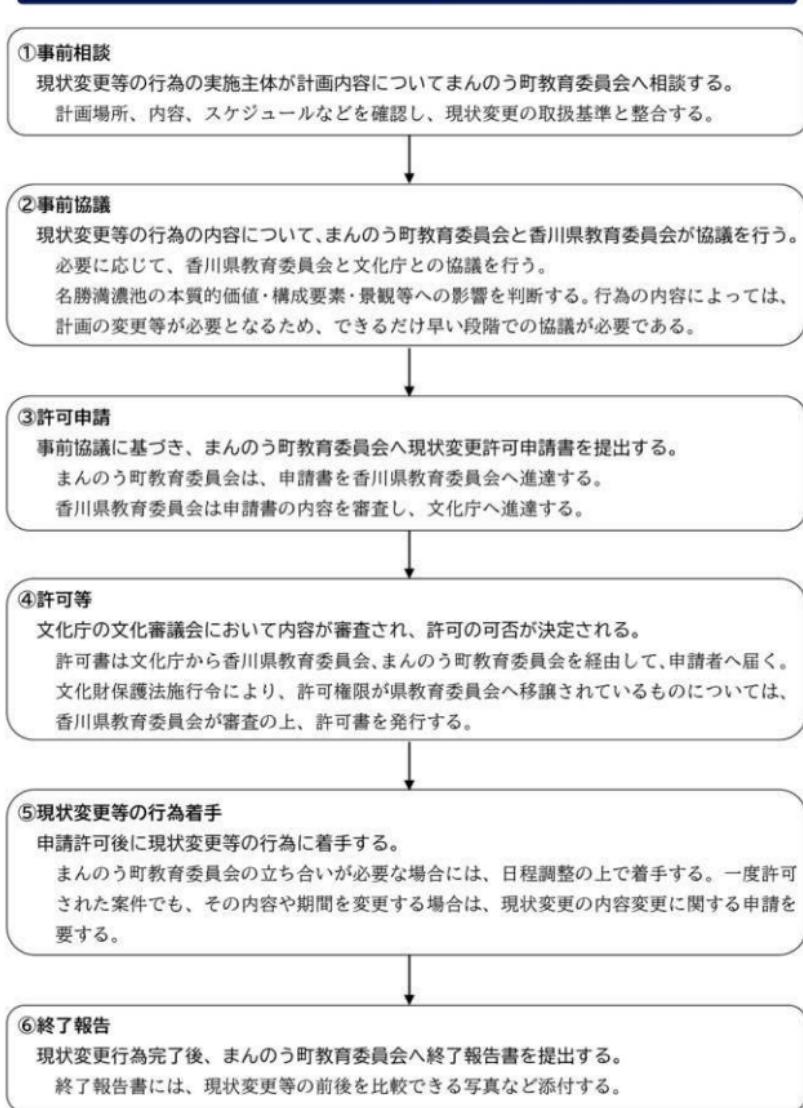
「現状を変更する行為」とは、物理的に現状を変更するすべての行為である、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的変更を伴わないが、将来にわたり名勝の保存に支障をきたす行為をいう。現状変更の対象とならない場合については、維持の措置、非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合が記されている。なお、維持の措置の範囲は下記のとおり規定されている。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

現状変更等については、名勝指定地への影響の有無について判断する必要があるため、現状変更の主体者(申請者)は案件ごとに、まんのう町教育委員会へ協議する必要がある。



第7-3図 名勝満濃池の現状変更等の許可申請に係る手続きの流れ

2 現状変更等の基本方針と取扱い基準

名勝満濃池の現状変更についての基本的な方針を定める。現状変更の取り扱い基準は、主要な構成要素(本質的価値を構成する要素、本質的価値に関連する要素、保存活用に資する要素)については第7-4表のとおりとし、その他の要素については第7-5表のとおりとする。

【現状変更等の基本方針】

- ・灌漑施設の管理運営に関する現状変更については、原則として認める。規模の大きいものについては、十分に事前協議を行うこととする。
- ・建築物の新築は原則として認めない。既存建物の同規模程度の増改築や生活・生業及び宗教活動上必要な新築等については、名勝の風致景観への影響の軽微なものは認める。
- ・工作物の新たな設置は原則として認めない。既存建物の同規模程度の増改築や、生活・生業及び宗教活動上必要な新築等、安全保全上必要なものについては、名勝の風致景観への影響の軽微なものは認める。

※現状変更等の主体者は、まんのう町教育委員会と事前に協議するのが望ましい。

第7-4表 主要な構成要素の現状変更の取扱い基準

保存管理区分	分類	構成要素
特別保護地区	本質的価値を構成する要素	堰堤、樋門、余水吐(流入部)等の灌漑関係施設、護摩壇岩、水面、堰堤からの眺め
	本質的価値に関連する要素	真野池記、松坡長谷川翁功德之碑
	保存活用に資する要素	各種サイン、遊歩道、便益施設
第一種保護地区	本質的価値を構成する要素	池岸と丘陵の地形、植生、取水塔、余水吐(出水口)
	本質的価値に関連する要素	神野神社境内、神野寺境内、弘法大師空海像、修拓記念碑、満濃池配水塔顕彰碑、県営満濃用水改良竣工記念碑
	保存活用に資する要素	各種サイン、遊歩道、多様な視点場、便益施設
第二種保護地区	本質的価値を構成する要素	池岸と丘陵の地形、植生
	保存活用に資する要素	国営讃岐まんのう公園、香川県満濃池森林公園、各種サイン、遊歩道、多様な視点場、便益施設
取扱い基準		
本質的価値を構成する要素	灌漑機能維持及び風致景観の向上に資するものを除き、地形の改変、樹木の伐採、新築・更新・改修等は原則として認めない。	
本質的価値に関連する要素	既存建築物の同規模程度の増改築や、宗教活動及び生活・生業上必要な新築・新設等については、名勝の保護へ与える影響が軽微なものについて認める。	
保存活用に資する要素	新築・改修・更新は、名勝満濃池の保存活用に資するものに限り許容する。	

第7-5表 その他の要素の現状変更取扱い基準

保存管理区分	構成要素	現状変更の取扱い
特別保護地区	道路敷	新設は認めない。
	建築物	新築は認めない。
	土木構造物	灌漑機能維持のための新築・更新・改修は、原則として認める。ただし、景観への配慮の方法について協議を行う。
	工作物	新設・更新・改修は灌漑機能維持もしくは安全上必要で、名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める。
第一種保護地区	道路敷	新設・更新・改修は、名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める
	建築物	既存建築物の同規模程度の増改築や、宗教活動及び生活・生業上必要な新築等については、名勝の保護に与える影響が軽微なものと認められる。
	土木構造物	灌漑機能維持のための新築・更新・改修は、原則として認める。ただし、景観への配慮の方法について協議を行う。
	工作物	新設・更新・改修は、灌漑機能維持・安全・宗教活動・生活・生業上必要で、名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める。
第二種保護地区	道路敷	新設・更新・改修は、名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める。
	建築物	既存建築物の同規模程度の更新は認める。新築については、名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める。
	土木構造物	灌漑機能維持のための新築・更新・改修は、名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める。
	工作物	名勝の保護に与える影響が軽微なものについて認める。

第5節 周辺部の保存管理の方法

1 周辺部の保存管理の状況

名勝満濃池の本質的価値を構成する要素である「堰堤からの眺め」の保存管理については、保存管理区分における周辺部の保存管理が必要となる。

第5章第3節第5-4図に示した通り、名勝満濃池指定地外の本質的価値に関連する要素である讃岐山脈の山並み(五毛地区・大川山地区)については、満濃池堰堤からの可視範囲のほぼ全域が山林で、その大部分が国有林や保安林となっており、法令に従い、国や香川県によって厳密に山林の管理が行われている。

2 方法

保存管理区分の周辺部については、国有林を所管する四国森林管理局香川森林管理事務所、保安林を所管する香川県環境森林部みどり保全課と、森林が保たれるよう情報共有と連携を図る。まんのう町は2009(平成21)年に景観法により定義される景観行政団体となっている。景観要請団体は区域を定め景観法に基づいた景観計画を定めることができる。現時点で景観計画は策定されていないため、今後の計画策定において満濃池周辺部の保存管理についても検討する。

第6節 追加指定と公有化の方針

1 名勝の追加指定

本章第2節第7-1図に示した保護を要する地域(未指定)とは、土地所有者から未だ名勝指定の同意を得られていない地域である。今後引き続き、保護協議を継続して同意形成を図り、追加指定を目指す。

2 名勝指定地域の公有化

まんのう町は管理団体として、土地利用や所有状況の変化等に対する保存管理や、活用の連携に資するため、名勝指定地域の公有化を推進する。また、公有化を行うにあたっては、土地所有者や占有者の意向を尊重するとともに、計画的に実施するものとする。

第7節 調査研究

1 調査研究の考え方

満濃池の多面的な魅力については、まんのう町が実施した名勝調査において整理してきた。今後10年間においては、満濃池の風致景観を保全するための調査研究を行うとともに、満濃池の魅力を深く活用するための調査研究を推進する。調査研究で得られた成果に基づき満濃池の優れた風致景観を未来へ確実に継承し、満濃池の持つ多様な魅力を楽しむ機会を創出していく。

2 調査研究の内容

満濃池の風致景観を保全するため、水環境・動植物・昆虫等の自然や、堰堤・灌漑施設・護岸施設等の土木構造物や人工物といった、景観を構成する要素の調査研究を行い、満濃池の風致景観を確実に未来へと継承するための方法について科学的に検討する。

満濃池の魅力を深めるための調査研究は、考古学、文献史学、自然科学、環境学、民俗学など多分野にわたる。これらの調査研究の実施に当たっては、まんのう町が実施した「満濃池総合調査報告書」(平成20年3月)や、「満濃池名勝調査報告書」(平成31年3月)等の成果を踏まえ、周辺住民や教育機関などの関係機関と連携して進めることとする。